

## 駐車場基本計画・整備計画 用語解説

用語	解説
駐車場附置義務	建築物の駐車施設に関する条例に基づき、一定規模以上の建物の新築等を行う場合に生じる、駐車施設の設置義務
附置義務台数	条例で地区や建築用途等に応じて定める原単位により算出される、附置しなければならない駐車場の台数
原単位	附置を義務づけられる駐車施設1台あたりの建築床面積
隔地駐車場	義務づけられた駐車台数を確保するために、敷地外で設ける駐車場
駐車場案内システム	駐車場の満車・空車等の情報をインターネットやカーナビゲーション等を通じて提供し、空いている駐車場に誘導するシステム
集約駐車場	駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設
技術的基準対象駐車場	500 m <sup>2</sup> 以上の一般公共の用に供する駐車場（路外駐車場） （駐車場法に基づく基準を遵守することが義務づけられている駐車場）
P&R （パーク・アンド・ライド）	郊外に設けた駐車場でマイカーからバスや電車に乗り換えて、市内中心部へ行くシステム
Kパーク	金沢都市圏パーク・アンド・ライドシステム実施協議会が実施しており、協力が得られた商業施設等の駐車場でマイカーからバスや電車に乗り換えて通勤・通学してもらうシステム
バス専用レーン	一般道路の特定の時間帯あるいは終日において、バス専用とする車線
フリンジ駐車場	都市の外縁部（フリンジ）に位置する駐車場
金沢市まちづくり条例 （平成12年7月1日制定）	「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」と「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」の一般的な呼称。住民自らが自分達の住む地域の目標とする将来像を描き、それに基づくまちづくりのルールを自主的に定めるとともに住民と市長の間で、「まちづくり協定（又は土地利用協定）」を締結することが出来る
まちなか駐車場設置基準	「金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年3月27日制定）」第8条第1項の規定に基づき定めたまちなか駐車場区域内の駐車場設置基準